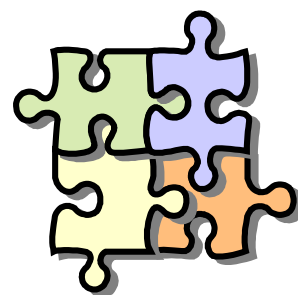


西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第2回会議資料

日時:平成14年8月5日(月)午後1時30分から
場所:東予市総合福祉センター



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第2回会議次第

日時：平成14年8月5日（月）午後1時30分から

場所：東予市総合福祉センター

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 事務局活動報告
 - (2) 協議項目の協議方法等について
- 4 議事
 - 協議第1号 合併の方式について
 - 協議第2号 新市の名称について
 - 協議第3号 新市の事務所の位置について
 - 協議第4号 新市建設計画の策定方針について
- 5 第3回会議の開催日時等について
- 6 閉会

報告事項

(1) 事務局活動報告

①第1回幹事会の開催

ア. 開催日時 平成14年7月22日(月)午後1時30分～午後4時30分

イ. 開催場所 西条市役所4階402会議室

ウ. 役員 幹事長 石川昭司(西条市助役)

副幹事長 ◎戸田健一(小松町助役)・近藤経美(東予市助役)

北野英昭(丹原町助役)

(注) ◎印は職務代理者

②協議会だよりについて

ア. 印刷会社 有限会社 森山印刷所 代表取締役 森山ヤヤ子 (東予市)

イ. 発行予定 8月15日号(A4・4ページ) 10月1日号(A4・8ページ)

ウ. 発行部数 44,500部

③ホームページについて

ア. 開設日 平成14年8月1日(木)開設

イ. 制作委託 有限会社 ビッツ 代表取締役 石本祐子 (西条市)

ウ. ホームページアドレス <http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/>

エ. E-mail gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

④視察研修について

○徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会(山口県)

平成14年10月28日～11月1日の間で受け入れ可能との回答を得た。

(当協議会は平成14年9月に合併協議完了の予定)

団体名	人口 (人)	面積 (km ²)
徳山市	104,657	339.83
新南陽市	33,020	64.21
熊毛町	16,626	70.50
鹿野町	4,597	181.46
合計	158,900	656.00

(2) 協議項目の協議方法等について

合併協議会の議事には、報告、議案（協議会の運営に関する事）、協議（協定項目の協議）がある。

協議事項については、ほとんどの先例地が採用していることに倣い決定の表現を「確認」とし、提案した協議会の次の協議会まで、原則として継続協議とすることとする。

なお、議案事項は、議決することとなる。

協議第1号

合併の方式について

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協議項目	合併の方式	関係項目	
調整方針	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		
項目	新設合併（対等合併）	編入合併（吸収合併）	備考
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。	
市町村の法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	
名称	新たに定める。	一般的に編入する市町村の名称となる。 ただし、合併と同時に名称の変更を行うこともできる。	
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長はその身分を失う。新首長は、合併施行後50日以内に行われる新しい市町村による選挙で選出される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される首長はすべてその身分を失う。	
議会議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選出される。 ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例がある。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例がある。	
農業委員会委員の身分	合併と同時に原則すべての委員が身分を失う。 ただし、選挙による委員については、合併特例法等において任期等の特例がある。	編入する市町村の委員の身分に変更はなく、編入される市町村の委員は、原則としてその身分を失う。ただし、選挙による委員については、合併特例法等において任期等の特例がある。	
上記以外の特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 ※ 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 ○ 教育委員会 ○ 選挙管理委員会 ○ 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員は身分を失う。	
一般職の職員の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	
条例・規則等の取扱	市町村の法人格が消滅することにより、すべての条例・規則等が効力を失うので、新しい市町村においてすべて条例・規則等を制定し直す必要がある。	編入される市町村の条例・規則等は効力を失うので、必要に応じ編入する市町村の条例・規則等を改正することになる。	

協議第2号

新市の名称について

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協議項目	新市の名称	関係項目	
調整方針	新市の名称については、法定協議会で、小委員会を設置して候補を選定し、協議会で協議する。		
留意事項		先例地の事例	備考
<p>新設合併（対等合併）の場合は、関係市町村がすべて廃されるので、新しい市の名称を決める必要があります。名称は、自由に決められますが、既に全国に同名の市がある場合は、これを用いることはできません。</p> <p>編入合併（吸収合併）の場合は、編入する側の市町村が存続するので、新市名は決める必要はありませんが、編入合併に伴って編入する側が名称を変更することもできます。</p>		<p>○近年の先例地の事例</p> <p>新設合併</p> <p>ひたちなか市（H6. 11. 1）：勝田市・那珂湊市 法定の合併協議会で確認 公募 小委員会（12名）で1候補を選定（6ヶ月）</p> <p>あきる野市（H7. 9. 1）：秋川市・五日市町 法定の合併協議会で確認 小委員会（6名）で結論が出ず協議会にて協議（4ヶ月間）</p> <p>篠山市（H11. 4. 1）：篠山町・西紀町・丹南町・今田町 法定の合併協議会で確認 公募（篠山を入れた名前でアイデア募集） 小委員会（12名）で1候補を選定（7ヶ月間）</p> <p>西東京市（H13. 1. 21）：田無市・保谷市 法定の合併協議会で確認 公募 選定小委員会（8名）で10候補を選定（10ヶ月） 協議会で5候補を選定 住民アンケートで最終選定</p> <p>さいたま市（H13. 5. 1）：浦和市・大宮市・与野市 任意の合併協議会で確認 公募 検討委員会（19名）で5候補を選定 小委員会（10名）で1候補を選定（23ヶ月）</p> <p>さぬき市（H14. 4. 1）：津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町 公募の中から各町10の候補を選出し、法定協議会で候補を選定</p> <p>宇摩合併協議会（法定 H14. 7. 1）：川之江・伊予三島市・土居町・新宮村 小委員会（16名、議員、学識経験者で構成）で協議中</p>	

協議第3号

新市の事務所の位置について

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協議項目	新市の事務所の位置	関係項目																	
調整方針	新市の事務所の位置については、法定協議会で、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する。																		
留意事項		先例地の事例	備考																
<p>市町村の事務所の位置は、地方自治法の規定により条例で定めることとされているため、新設合併の場合は、新たに条例でこれを定めることとなり、あらかじめ合併協議会の場で協議が必要となります。又、事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとされています。これらを勘案し、事務所の位置を始め、事務所の建設の是非、事務所の事務の方式など事務所の位置を定める為の基本的な事項について小委員会で検討が予定されます。</p> <table border="1" data-bbox="231 890 1234 1692"> <thead> <tr> <th>方式</th> <th>内容</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁方式</td> <td>合併市町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。</td> <td>事務の効率化が図られ、新市町村誕生の印象は強い。</td> <td>新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。</td> </tr> <tr> <td>分庁方式</td> <td>合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。</td> <td>既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。</td> <td>各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。</td> </tr> <tr> <td>総合支所方式</td> <td>管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。</td> <td>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。</td> <td>人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。</td> </tr> </tbody> </table>		方式	内容	メリット	デメリット	本庁方式	合併市町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。	事務の効率化が図られ、新市町村誕生の印象は強い。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	分庁方式	合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。	<p>○近年の先例地の事例</p> <p>新設合併 北上市（H3. 4. 1）：北上市・和賀町・江釣子村 旧北上市役所で（和賀町、江釣子村は支所）平成6年度から江釣子地区内に新庁舎を建設する。 小委員会（学識経験者9名）</p> <p>ひたちなか市（H6. 11. 1）：勝田市・那珂湊市 旧勝田市役所 新庁舎建設計画なし</p> <p>あきる野市（H7. 9. 1）：秋川市・五日市町 旧秋川市役所（分庁方式） 新庁舎の位置は、2市町の庁舎にこだわらない。 小委員会（6名） 新庁舎は、実際平成12年度に秋川市庁舎跡に建設。</p> <p>篠山市（H11. 4. 1）：篠山町・西紀町・丹南町・今田町 旧篠山町役場（支所方式）</p> <p>西東京市（H13. 1. 21）：田無市・保谷市 旧田無市役所（分庁方式） 新庁舎は建設しない。</p> <p>さぬき市（H14. 4. 1）：津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町 旧志度町役場（支所方式）</p> <p>県内の状況 南宇和合併協議会（法定，H13. 10. 2設置）：内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町 小委員会（10名，行政5、学識経験者5名）で協議中 宇摩合併協議会（法定，H14. 7. 1設置）：川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村 小委員会（12名，行政、議員、学識経験者で構成）で協議中</p>	
方式	内容	メリット	デメリット																
本庁方式	合併市町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、支所、出張所とする。	事務の効率化が図られ、新市町村誕生の印象は強い。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。																
分庁方式	合併関係市町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。																
総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける面もある。																

協議第4号

新市建設計画の策定方針について

上記について、調整方針（案）を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針（案）

協議項目	新市建設計画の策定方針について	関係項目	
調整方針	新市の建設計画については、法定協議会で、小委員会を設置して検討し、協議会で協議する。		
	留意事項	先例地の事例	備考
<p>新市建設計画は、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。また、新市建設計画を基礎としてさまざまな財政支援措置が講じられることとなっています。</p> <p>この策定に当たっては、合併特例法第5条の規定により、次のことに十分配慮することとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新市の建設を総合的かつ効果的に推進すること ◆ 新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること ◆ 新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること <p>先例地の事例では、住民の視点による検討を行うべきであるとの観点から規約に基づき市民代表である学識経験者委員を中心とした小委員会を設け検討がされています。</p> <p>《建設計画の内容》</p> <p>新市の建設計画の具体的内容は、合併協議会において主体的に決定されることとなりますが、合併特例法では計画に盛り込むべき事項として、おおむね次の事項が例示されています。</p> <p>◎ 新市の建設の基本方針 新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等を定めるものです。</p> <p>◎ 新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項 新市の方針を実現するための事業について、その大綱を定めるものです。</p> <p>◎ 公共的施設の統合整備に関する事項 支所や出張所の統廃合、小中学校の統廃合等、新市の公共的施設の整備統合について定めるものです。</p> <p>◎ 新市の財政計画 合併後おおむね5～10年度間程度の期間について定めることが適当とされています。</p>	<p>先例地の事例</p> <p>さいたま市（新設合併 H13. 5. 1）：浦和市・大宮市・与野市 小委員会（25名、市民21名、学識経験者4名）</p> <p>南宇和合併協議会（法定、H13. 10. 2設置）：内海村・城辺町・一本松町 ・西海町 小委員会（15名、議員5名、学識経験者10名）で協議中</p> <p>かみうけな合併協議会（法定、H14. 6. 1設置）：久万町・面河村・美川村 ・柳谷村 小委員会（12名、議員4名、学識経験者8名）で協議中</p> <p>宇摩合併協議会（法定、H14. 7. 1設置）：川之江市・伊予三島市・土居町 ・新宮村 新市建設計画専門部会で策定（職員のプロジェクトチーム編成）</p> <p>小豆郡合併協議会（法定、H13. 4. 1）：内海町・土庄町、池田町 小委員会（10名、議員6名、学識経験者3名、大学教授1名）で協議中</p> <p>宗像市・玄海町合併協議会（法定、H12. 4. 17設置） 小委員会（6名、議員3名、学識経験者3名）</p>		